

# 令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	3	府省庁名 農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <span style="border: 1px solid black;">その他（ 軽油引取税 ）</span>	
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（農業関係）	
要望内容（概要）	<p>農業用機械等の動力源に供する軽油に係る課税免除の特例措置の3年延長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 農業機械等の動力源に軽油を使用する農業者等</li> <li>・ 特例措置の内容 農業機械等の動力源に供する軽油の引取については、所定の手続きを経た上で軽油引取税（32,100円/kL）の課税が免除される。</li> </ul>	
関係条文	地法附12の2の7④、地令附10の2の2⑤及び⑥一、地規4の7②	
減収見込額	<p>[初年度] — ( ▲12,796 ) [平年度] — ( ▲13,143 )</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 軽油は、農業生産を行う上で必要不可欠な資源・燃料であることから、軽油引取税の課税免除の特例措置を講じることにより、農業者等の生産コストの負担を軽減し、その経営安定を図ることを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性 世界的な人口増加等による食料争奪の激化など、食料安全保障上のリスクが高まる中、令和5年6月2日に閣議決定された「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」において、平時からの国民一人一人の食料安全保障を確保する方向性が示された。 今後、農業者の減少が見込まれる中で、我が国の農業の生産基盤を強化し、安定的な食料供給を行っていくためには、担い手等への農地の集積・集約化を図るとともに、これら担い手等の経営安定を図る必要がある。 農地中間管理機構（農地バンク）等による農地集積の進展により担い手の農地面積は拡大しつつあり、経営規模に見合う大型農業機械等に使用する軽油について、本特例措置の適用数量は拡大している。また、直近10年の軽油の価格を見ると、平成28年や令和2年に一時的に低下した時期があるものの、近年は比較的高い水準で推移している。</p> <p>こうしたことから、本特例措置は、担い手を中心とした農業者等の生産コスト低減による経営安定にとって重要な役割を果たしており、今後も継続的に必要な措置である。</p>	
本要望に対応する縮減案	なし	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 Ⅱ 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 6 担い手の育成・確保等と農業経営の安定化 9 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化</p>																	
	政策の達成目標	生産コストの低減により農業者の経営の安定を図り、農産物の安定供給を確保する。																	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで																	
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ																	
政策目標の達成状況	<p>令和3年産の水稻における10a当たり生産費は111.5千円であり、平成29年産の113.2千円から約2%低減している。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円/10a)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>29年産</th> <th>30年産</th> <th>元年産</th> <th>2年産</th> <th>3年産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産費</td> <td>113.2</td> <td>112.0</td> <td>112.7</td> <td>112.5</td> <td>111.5</td> </tr> <tr> <td>軽油費</td> <td>1.3</td> <td>1.6</td> <td>1.5</td> <td>1.4</td> <td>1.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：農林水産省「農業経営統計調査」</p>		29年産	30年産	元年産	2年産	3年産	生産費	113.2	112.0	112.7	112.5	111.5	軽油費	1.3	1.6	1.5	1.4	1.7
	29年産	30年産	元年産	2年産	3年産														
生産費	113.2	112.0	112.7	112.5	111.5														
軽油費	1.3	1.6	1.5	1.4	1.7														
有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用者数(千人)</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>適用数量(千kl)</td> <td>399</td> </tr> <tr> <td>減税額(百万円)</td> <td>12,796</td> </tr> </tbody> </table> <p>※総務省「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成</p>	区分	6年度 (見込み)	適用者数(千人)	210	適用数量(千kl)	399	減税額(百万円)	12,796									
	区分	6年度 (見込み)																	
適用者数(千人)	210																		
適用数量(千kl)	399																		
減税額(百万円)	12,796																		
要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本特例措置を利用する農業者等は約23万人(令和3年度実績)であり、主業農家のおよそ9割を占めていることから、需要のある本特例措置は農業者等の経営安定に有効である。																		
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地球温暖化対策のための課税の特例として軽油に上乘せされる税率に係る還付措置(石油石炭税)																	

<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>なし</p>
<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>本特例措置と同一の目的及び対象要件で交付される補助金等の予算上の措置及び財投による融資制度等は存在しない。</p>
<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本特例措置を利用する農業者等（約 23 万人）は、主業農家のおよそ 9 割を占めているが、農業生産に不可欠な資源・燃料である軽油に係るコストの低減につながるため、農業者等の経営安定に資する手段として妥当である。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	区分	29年度 (実績)	30年度 (実績)	元年度 (実績)	2年度 (実績)	3年度 (実績)
	適用者数(千人)	259	250	244	240	229
	適用数量(千kl)	365	365	367	373	385
	減税額(百万円)	11,704	11,709	11,778	11,965	12,348
資料：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」						
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	軽油引取税の課税免除の特例措置					
	適用総額の種類		適用総額(千円)			
	税額		29年度	85,377,911		
			30年度	85,002,854		
			元年度	86,567,248		
			2年度	77,621,716		
3年度			77,798,908			
※「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。						
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	本特例措置を利用する農業者は約23万人であり、主業農家のおよそ9割を占めていることから、需要のある本特例措置等は農業者等の経営安定に有効である。					
前回要望時の達成目標	生産コストの低減により農業者等の経営の安定を図り、農産物の安定供給を確保する。					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和3年産の水稻における10a当たり生産費は111.5千円であり、平成29年産の113.2千円からは約2%低減している。					
これまでの要望経緯	<p>[昭和31年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路特定財源として軽油引取税が創設</li> <li>・道路の使用に直接関係がなく、政策的配慮の観点から免税が適当と認められ、課税免除</li> </ul> <p>[平成21年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽油引取税を目的税から普通税に改め、使途制限が廃止</li> <li>・軽油引取税の課税免除措置については3年間存続</li> </ul> <p>[平成24年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用期限の3年延長</li> </ul> <p>[平成27年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用期限の3年延長</li> </ul> <p>[平成30年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用期限の3年延長</li> </ul> <p>[令和3年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用期限の3年延長</li> </ul>					